

サービス提供区分	通常の場合(月ごとの定額制)			日割りとなる場合		
	介護報酬 (1ヵ月あたり)	利用者負担額		介護報酬 (1日あたり)	利用者負担額	
		1割	2割		1割	2割
介護予防型訪問介護費 (Ⅰ) 週1回程度の利用が 必要な場合	12,988円/月	1,477円/月	2,954円/月	422円/月	49円/月	97円/月
介護予防型訪問介護費 (Ⅱ) 週2回程度の利用が 必要な場合	25,965円/月	2,953円/月	5,904円/月	856円/月	97円/月	196円/月
介護予防型訪問介護費 (Ⅲ) 週3回程度利用が 必要な場合	41,188円/月	4,683円/月	9,367円/月	1,356円/月	155円/月	309円/月

※ 「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。

※ 利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防型訪問介護計画に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は介護予防型訪問介護計画に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による介護予防訪問型介護計画を作成し、サービス提供を行うこととなります。

※ 月ごとの定額制となっていますが、以下の場合は、( ) 内の日をもって日割り計算を行います。

- ・ 月途中からサービス利用を開始した場合 (契約日)
- ・ 月途中からサービス利用を終了した場合 (契約解除日)
- ・ 月途中に要介護から要支援に変更になった場合 (変更日)
- ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合 (変更日)
- ・ 同一市町村内で事業所を変更した場合 (変更日)

※ サービス提供責任者に介護職員初任者研修課程修了者 (ヘルパー2級課程修了者) を配置する指定介護予防型訪問型サービス事業所は、上記金額の70/100となります。

※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

同一の建物に20人以上居住する建物とは、前途に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。)

【要支援度による区分なし】

加算	介護報酬	利用者負担額		算定回数
		1割	2割	
初回加算	2,224円	254円	506円	初回のみ
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 137/1000	左記の1割	左記の2割	基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数 (所定単位数) 1ヶ月に1回

---

※利用者負担額には13.7%の介護職員処遇改善加算 I を含み記載しています。

※地域区分別の単価(2級地 11.12円)を含んでいます。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。